平成２７年（フ）第７０１６号
東京都板橋区若木１丁目７－７－303
債務者　角田　憲仁
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０２３号
埼玉県比企郡川島町下伊草112－２－101、住民票上の住所埼玉県比企郡川島町大字伊草110－10
債務者　伊藤　正光
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０２８号
東京都江東区亀戸２丁目６－１－614
債務者　佐藤　藍
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０２９号
東京都新宿区上落合１丁目13－２
債務者　米田　一紀
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８３号
東京都立川市錦町６丁目27番26号雅一マンション301号
債務者　佐藤登代美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０２号
東京都小平市津田町３丁目10番407号
債務者　鈴木　月美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３７号
横浜市保土ケ谷区川島町653番地　コーポ内田203号
債務者　谷澤　義晴
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７号
長崎県佐世保市世知原町太田420番地８
債務者　平野美枝子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
長崎県佐世保市下本山町1282番地１　小西アパート201、前住所長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム202
債務者　黒川久礼葉
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦482番地１
債務者　黒川　洋樹
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
長崎県佐世保市吉岡町55番地56、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免218番地の１
債務者　大久保佳晴
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷438番地２－702号　ダイアパレス茅ヶ崎鶴嶺
債務者　黒岩　昌則
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３３号
東京都稲城市東長沼226番地の３
債務者　遠藤　聡
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６００号
東京都西東京市田無町３丁目２番12号ハイツ細島203号
債務者　秋田　裕志
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
長崎県佐世保市東山町34番19号、前住所長崎県大村市西大村本町758番地10　溝上ハイツ101号
債務者　濱田　利幸（旧姓池水）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６９６４号
神奈川県川崎市麻生区岡上27－405
債務者　立花　惠子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部